

今後の幼児教育とは

幼稚園教育要領、保育所保育指針、
幼保連携型認定こども園教育・保育要領、
小学校学習指導要領の改訂を受けて

無藤 隆（白梅学園大学）

1. 幼児教育としての共通性の確保

- ▶ 3歳以上の幼児期の施設での教育を「幼児教育」と呼ぶ。
- ▶ 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の3歳以上について、共通の記載とする。
- ▶ 保育内容の5領域はすべての幼稚園・保育所・認定こども園の3歳以上について同一のものが指導される。

2. 幼児教育と小学校以上の教育を貫く柱を確保する

- ▶ 資質・能力によって、幼児教育と小学校以上の学校教育で育成される子どもを力を共通に表す。
- ▶ 知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等、という三つの柱を基本とする。
- ▶ それらは知的な力と情意的また協働的な力からなる。相互に循環的に育成されていく。

3. 幼児教育の構造

<入り口>

カリキュラム・マネジメント



カリキュラム

・プロセス

環境としての保育

主体的活動としての遊び

保育者の援助

乳児保育
家庭での養育

⇒

・資質・能力の柱
・内容（5領域）

⇒

幼児期の終わりまでに
育ててほしい姿

<出口>

4. 幼児教育の見方・考え方

- ▶ 「幼児教育における「見方・考え方」は、幼児がそれぞれの発達に即しながら身近な環境に主体的に関わり、心動かされる体験を重ね遊びが発展し生活が広がる中で、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、諸感覚を働かせながら、試行 錯誤したり、思い巡らしたりすることである。」
- ▶ 「また、このような「見方・考え方」は、遊びや生活の中で幼児理解に基づいた教員による意図的、計画的な環境の構成の下で、教員や友達と関わり、様々な体験をすることを通して広がったり、深まったりして、修正・変化し発展していくものである。こういった「見方・考え方」が幼稚園等における学びにつながるものである。」

5. 幼児教育の資質・能力

ア 「知識・技能の基礎」

(遊びや生活の中で、豊かな体験を通じて、何を感じたり、何に気付いたり、何が分かったり、何ができるようになるのか)

イ 「思考力・判断力・表現力等の基礎」

(遊びや生活の中で、気付いたこと、できるようになったことなども使いながら、どう考えたり、試したり、工夫したり、表現したりするか)

ウ 「学びに向かう力・人間性等」

(心情、意欲、態度が育つ中で、いかによりよい生活を営むか)

6. 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

- ▶ 5領域の内容等を踏まえ、5歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿を資質・能力の三つの柱を踏まえつつ、明らかにしたものが、以下の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」である。
- ▶ 「この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、5領域の内容等を踏まえ、特に5歳児の後半にねらいを達成するために、教員が指導し幼児が身に付けていくことが望まれるものを抽出し、具体的な姿として整理したものであり、それぞれの項目が個別に取り出されて指導されるものではない。もとより、幼児教育は環境を通して行うものであり、とりわけ幼児の自発的な活動としての遊びを通して、これらの姿が育っていくことに留意する必要がある。」
- ▶ 「また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、5歳児だけでなく、3歳児、4歳児においても、これを念頭に置きながら5領域にわたって指導が行われることが望まれる。その際、3歳児、4歳児それぞれの時期にふさわしい指導の積み重ねが、この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」につながっていくことに留意する必要がある。さらに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、5歳児後半の評価の手立てともなるものであり、幼稚園等と小学校の教員が持つ5歳児修了時の姿が共有化されることにより、幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化が図られることが期待できる。」

7. 10の姿（その1）

ア 健康な心と体

幼稚園生活の中で充実感や満足感を持って自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせながら取り組み、見通しを持って自ら健康で安全な生活を作り出していけるようになる。

イ 自立心

身近な環境に主体的に関わりいろいろな活動や遊びを生み出す中で、自分の力で行うために思い巡らしなどして、自分でしなければならないことを自覚して行い、諦めずにやり遂げることで満足感や達成感を味わいながら、自信を持って行動するようになる。

ウ 協同性

友達との関わりを通して、互いの思いや考えなどを共有し、それらの実現に向けて、工夫したり、協力したりする充実感を味わいながらやり遂げるようになる。

エ 道徳性・規範意識の芽生え

してよいことや悪いことが分かり、相手の立場に立って行動するようになり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、決まりを守る必要性が分かり、決まりを作ったり守ったりするようになる。

オ 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちを持ちつつ、いろいろな人と関わりながら、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に一層の親しみを持つようになる。遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報を伝え合ったり、活用したり、情報に基づき判断しようとしたりして、情報を取捨選択などして役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用したりなどして、社会とのつながりの意識等が芽生えるようになる。

8. 10の姿（その2）

カ 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わり、物の性質や仕組み等を感じ取ったり気付いたりする中で、思い巡らし予想したり、工夫したりなど多様な関わりを楽しむようになるとともに、友達などの様々な考えに触れる中で、自ら判断しようとしたり考え直したりなどして、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

キ 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、身近な事象への関心が高まりつつ、好奇心や探究心を持って思い巡らし言葉などで表しながら、自然への愛情や畏敬の念を持つようになる。身近な動植物を命あるものとして心を動かし、親しみを持って接し、いたわり大切にする気持ちを持つようになる。

ク 数量・図形、文字等への関心・感覚

遊びや生活の中で、数量などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりして、必要感からこれらを活用することを通して、数量・図形、文字等への関心・感覚が一層高まるようになる。

ケ 言葉による伝え合い

言葉を通して先生や友達と心を通わせ、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付けるとともに、思い巡らしたことなどを言葉で表現することを通して、言葉による表現を楽しむようになる。

コ 豊かな感性と表現

みずみずしい感性を基に、生活の中で心動かす出来事に触れ、感じたことや思い巡らしたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりして、表現する喜びを味わい、意欲が高まるようになる。

8. 3歳未満の子どもの保育の充実

- ▶ 現行の保育指針では、保育の内容については、すべての年齢を通じた共通の記載となっているが、乳児・1歳以上3歳未満児の保育の内容について、3歳以上児とは別に項目を設けて、この時期の特徴を踏まえた保育内容として新たに記載することが適当と考えられる。
- ▶ この時期においては、発達過程における成長の幅が大きく、発達の特性に応じた保育を行うことが重要となることから、できるだけ発達の道筋や順序と保育内容を合わせた形で記載することが望ましいと考えられる。また、保育の内容に関しては、「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域に関する学びが、大きく重なり合いながら、生活や遊びの中で育まれていくということを踏まえた内容とすることが必要である。
- ▶ 発達過程の最も初期に当たるこの時期には、「生命の保持及び情緒の安定」という養護の側面が特に重要であり、養護と教育の一体性をより強く意識して保育が行われることが重要である。また、生活習慣の形成や家庭での学びとの連続性の確保などの観点から、保育所と家庭との連携が極めて重要であり、こうしたことについても留意した記載となることが望ましいと考えられる。
- ▶ このように、乳児から2歳児までの時期においては、子どもの発達が飛躍的に進み、様々な成長の段階の姿が見られるという特徴があることから、専門職である保育士によって、それぞれの子どもの発達過程に応じた「学び」の支援が、生活や遊びの場面で、適時・適切に行われることが重要である。また、その際、発達の連続性を意識するとともに、3歳以降の成長の姿についても意識して、保育を行うことが重要である。

10. 保育所保育における幼児教育の積極的位置づけ

- ▶ 保育所保育における教育に関して、主体的な遊びを中心とした教育的活動の時間の設定を意識した保育の計画を立てることが重要である。また、保育所での長時間の生活という特性に配慮した時間の過ごし方が重要である
- ▶ 保育の計画や保育の記録を踏まえた保育内容の評価については、保育士の専門性の向上や保育実践の改善に加え、教育の質の向上という観点からも重要である。前記の、育みたい資質・能力についての三つの柱を踏まえて、各保育現場において質の高い保育が展開されるよう、保育の計画や評価の在り方について記載を充実することが必要と考えられる。
- ▶ 乳幼児の主体的な活動の展開は、保育士による環境の構成が大きく影響する。保育士による教材及び環境の構成の検討について、継続的な取組が重要である。また、保育士自身も、乳幼児にとって重要な環境であることを十分に意識し、言葉遣い、まなざし、姿勢等に配慮して保育に当たることが重要である。

1.1. 幼保連携型認定こども園として 特に配慮すべき事項の充実

- ▶ 在園時間や期間等が異なる多様な園児一人一人の乳児期からの発達の連続性とそれに
応じた学びの連続性を押さえながら、園児一人一人の育ちを確保していく。その上で、
園での環境と家庭との連携について明記する。
- ▶ 教育及び保育は、園児が登園してから降園するまでの一日を通して行われること、ま
た、入園から修了まで、在園期間全体を通して行われるということを明記する。
- ▶ 一日の生活の流れの中で、教育課程に係る教育時間とその他の時間を一体的に捉えて、
園児の一日の自然な流れをつくり出すことが重要である。このため、教育課程に係る
教育時間での遊びなどに配慮しながら、その後の環境構成について工夫したり、園児
の過ごす場や担当の保育教諭等が替わる場合などは、保育教諭等の間で情報交換を
行ったりするなど、緊密な連携が必要である。
- ▶ 教育課程に係る教育時間外の教育及び保育は、安心してゆったりと過ごせる場所と時
間の確保を前提としながら、園児の自然な活動の欲求を満たせるようにすることが重
要である。
- ▶ 2歳児の学級から移行する園児が安定して過ごせることが、新入園児の安定にもつな
がる。受け入れる場や人の連続、保育教諭等の連携など、2歳児の学級から移行する
園児が安定して過ごせるように配慮することが望ましい。
- ▶ 3歳児から入園する園児や他園から移行してくる園児の、3歳児までの育ちの理解、
受け止め等、家庭との連携の下、発達の連続性を大事にしながら配慮していくことが
重要である。
- ▶ 一時預かりや親子登園の場などを活用し、新しく入園する園児が、4月から円滑に園
生活を開始できるよう、各園の状況に応じた工夫をしていくことが望ましい。

12. 子育て支援の拡充

- ▶ 子育ての支援は、一方的に保護者が支援の受け手となるのではなく、園も保護者からの情報や思いを受け止め、教育及び保育に生かすなど、園と保護者が共に子どもの育ちを支えていく関係性を築くことが望ましい。
- ▶ 子育ての支援の在り方は、全国一律の問題ではない。各地域や家庭、園にとってどのような形で行うことが望ましいのか、園の基本理念や特色等を十分に生かしながら子育ての支援を考えていくことが重要である。
- ▶ 保育教諭等が専門性を発揮することによって、保護者が、我が子やその周りの園児の成長に気付き、子育ての喜びを感じられるようにすることが重要である。
- ▶ 地域の専門機関、自治体等様々な地域の関係機関と協力することにより、園で実施している事業等、気軽な雰囲気ですべての話を聞いたり、相談したりすることができる機会をつくるなど、地域の保護者が参加しやすく、また、それぞれの状況に合わせた支援を受けられるような工夫が重要である。

1 3. 「主体的・対話的で深い学び」の実現

▶ 「幼児教育における重要な学習としての遊びは、環境の中で様々な形態により行われており、以下の**アクティブ・ラーニング**の視点から、絶えず指導の改善を図っていく必要がある。その際、発達の過程により幼児の実態は大きく異なることから、柔軟に対応していくことが必要である。」

① 周囲の環境に興味や関心を持って積極的に働き掛け、見通しを持って粘り強く取り組み、自らの遊びを振り返って、期待を持ちながら、次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

② 他者との関わりを深める中で、自分の思いや考えを表現し、伝え合ったり、考えを出し合ったり、協力したりして自らの考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

③ 直接的・具体的な体験の中で、「見方・考え方」を働かせて対象と関わって心を動かし、幼児なりのやり方やペースで試行錯誤を繰り返し、生活を意味あるものとして捉える「**深い学び**」が実現できているか。

14. 小学校における スタート・カリキュラム

- ▶ 「幼稚園教育要領においては、幼稚園における生活の全体を通じて総合的に指導するという幼児教育の特質を踏まえ、ねらいや内容をこれまで通り「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の領域別に示しつつ、資質・能力の三つの柱に沿って内容の見直しを図ることや、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を位置づけることとしている。こうしたことを踏まえながら、幼児教育と小学校の各教科等における教育との接続の充実や関係性の整理を図っていく必要がある。」
- ▶ 「小学校の各教科等においても、生活科を中心としたスタートカリキュラムの中で、合科的・関連的な指導や短時間での学習などを含む授業時間や指導の工夫、環境構成等の工夫を行うとともに、子供の生活の流れの中で、幼児期の終わりまでに育った姿が発揮できるような工夫を行いながら、幼児期に育まれた資質・能力を徐々に各教科等の特質に応じた学びにつなげていく必要がある。」

15. 幼児教育と小学校教育の接続

- ▶ 小学校低学年は、学びがゼロからスタートするわけではなく、幼児教育で身に付けたことを生かしながら教科等の学びにつなぎ、子供たちの資質・能力を伸ばしていく時期である。
- ▶ 幼稚園教育要領においては、前述の（1）に示したとおり、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の各領域において、資質・能力の三つの柱に沿って内容の見直しを図ることや、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を位置付けることとしているところである。こうした改善を踏まえ、小学校教育においては、生活科を中心としたスタートカリキュラムを学習指導要領に明確に位置付け、その中で、合科的・関連的な指導や短時間での学習などを含む授業時間や指導の工夫、環境構成等の工夫も行いながら、幼児期に総合的に育まれた資質・能力や、子供たちの成長を、各教科等の特質に応じた学びにつなげていくことが求められる。
- ▶ その際、スタートカリキュラムにおける学習を、小学校におけるその後の学習に円滑につないでいくという視点も重要である。

16. 小学校における低・中・高学年の指導の要点

- ▶ 「**低学年**においては、その2年間の中で生じた学力差が、その後の学力差の拡大に大きく影響しているとの課題が指摘されている。学習の質に大きく関わる語彙量を増やすことなど基礎的な知識・技能の定着や、感性を豊かに働かせ、身近な出来事から気付きを得て考えることなど、中学年以降の学習の素地を形成していくとともに、一人一人のつまずきを早期に見だし、指導上の配慮を行っていくことが重要となる。」
- ▶ 「**中学年**は、生活科の学習が終わり、理科や社会科の学習が始まるなど、具体的な活動や体験を通じて低学年で身に付けたことを、より各教科等の特質に応じた学びにつなげていく時期である。例えば国語科における言葉の働きについても、低学年における「事物の内容を表す働き」等に加えて、「考えたことや思ったことを表す働き」があることに気付くなど、指導事項も次第に抽象的な内容に近づいていく段階であり、そうした内容を扱う学習に円滑に移行できるような指導上の配慮が課題となる。」
- ▶ 「**高学年**においては、子供たちの抽象的な思考力が高まる時期であり、教科等の学習内容の理解をより深め、育成を目指す資質・能力の育成に確実につなげるためには、指導の専門性の強化が課題となっている。定期的に文部科学省が実施している「教育課程の編成・実施状況調査」の結果を見ても、理科や音楽などを中心に、特に高学年において、専科指導を行う学校の割合は年々増加しているところである。こうした専科指導の充実 は、子供たちの個性に応じた得意分野を伸ばしていくためにも重要である。」

17. 幼児教育の振興とは

▶ 基本理念

1. 幼児教育の水準の維持向上が図られること
2. 全ての子供がひとしく幼児教育を受けることができるような環境の整備が図られること
3. 障害のある子供がその特性を踏まえた十分な幼児教育を受けられるよう配慮されること
4. 幼児教育と小学校における教育との円滑な接続に配慮されること
5. 幼児教育に携わる者の自主性が十分に尊重されること

18. 幼児教育の振興の基本施策

▶ 質の向上

- ① 幼児教育の内容・方法の改善・充実 幼児教育施設における幼児教育の基準の見直し、施設整備の支援、情報提供、教材の開発
- ② 人材の確保 各幼児教育施設における賃金その他の待遇の実態を考慮した待遇の改善、適切な配置、研修の充実
- ③ 質の評価の促進 必要な手法の開発、その成果の普及
- ④ 家庭・地域における幼児教育の支援 保護者に対する学習機会・情報の提供、関係機関相互の連携強化、幼児教育施設による支援の促進

▶ 体制の整備

- ・ 国における調査研究の推進
- ・ 都道府県における幼児教育センター（調査研究、研修等の拠点）の設置
- ・ 市町村による幼児教育アドバイザーの確保（状況により都道府県も確保）

▶ 無償化の推進

国及び地方公共団体は、幼児教育施設における幼児教育に係る経済的負担を軽減し、幼児教育の機会均等を図るため、幼児教育施設における幼児教育を無償とすることに向けた措置を、これに要する財源を確保しつつ段階的に推進する

19. 幼児教育アドバイザー普及のポイント

- ▶ すべての公立・私立の幼稚園・保育所を対象とする。とりわけ、私立幼稚園の理解が不可欠。
- ▶ 幼児教育センターに統括する役の人を置く。国その他の幼児教育の動向を学び、地域の公私の幼保の様子に熟知し、地域の団体や園や個別の人間関係等に十分に配慮する。現場に気軽に回っていけるような人員配置を行う。
- ▶ 地域ごとに何名かのアドバイザーを委嘱し、その地域の数園から十数園程度を受け持ってもらおう。
- ▶ アドバイザーは元園長や現役の主任その他から選ぶが、公私、幼保をバランスよく選任する。
- ▶ アドバイザー研修を幼児教育センターで行う。ファシリテーション技法や研修のやり方、特定のテーマ（例えば幼小接続）について学ぶ。
- ▶ 地域のアドバイザーがチームとして機能するようにしていく。
- ▶ 園の理念を尊重しつつ、教育要領や指針などの理念を分かりやすく具体化する。
- ▶ 現場の保育者の考えを引き出し、討論したり、ワークショップをするような研修を進める。講演や助言を主な仕事としてはいけない。